大分県共同募金会助成要綱

（助成の目的）

第１条　共同募金の助成は、社会福祉法の所定の条項に従い、寄付者の意志を尊重して、公平・公正かつ地域福祉の推進に効果があるよう行うことを目的とする。

（助成の対象）

第２条　共同募金の助成は、県内において地域福祉の推進を図るための社会福祉活動及び更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を行う者で、次の事項に合致する団体を対象とする。

（1）法人格の有無は問わないが、団体の規約等を備えていること

（2）その活動から生じる利益を構成員に分配しないこと

（3）活動の実績・内容及び財務の状況を自ら公開できること

（4）活動計画、予算、決算等が整備されていること

（5）共同募金の趣旨について理解、共感し、この運動に自ら積極的に参画、推進すること

（助成の種類）

第３条　助成の区分を次のとおりとする。

 (１) 主に広域的な社会的課題を解決するための広域助成

（2）主に小地域活動支援など市町村区域の生活課題を解決するための地域助成

（3）歳末たすけあい運動に関わる助成

２　助成対象事業は別に定める「助成基準」による。

（助成年度）

第４条　助成金は、原則として募金した翌年度の事業に対して助成する。

　　ただし、歳末たすけあい募金にかかる助成及び災害その他緊急に助成する必要のあるものについては、この限りでない。

（助成の欠格事項）

第５条　次の要件に該当する団体及び事業は助成の対象としない。

（1）国及び地方公共団体が設置経営するもの（又はその責任に属するとみなされるもの）。

（2）行政の責任において行う事業であるとみなされるもの。

（3）その名称の如何にかかわらず営利を目的としているとみなされるもの。

（4）経営の基盤及び管理に信頼性､安全性、永続性に欠けるもの。

（5）構成員の互助共済を主な目的とするもの。

（6）助成金以外の収入が期待でき、これによって当該活動が実施できるもの。

（7）事業の経営が政治､宗教、組合運動等に利用される恐れのあるもの。

（8）その他配分委員会が不適当と判断したもの。

（助成の申請）

第６条　共同募金の助成を受けようとするものは、毎年本会が指定する日までに、本会所定の助成申請書に必要な書類を添付して、会長に提出するものとする。

（調査と審査）

第７条　助成申請を受理した事務局は、別に定める「助成基準」に基づき、申請内容の確認及び助成の要否並びに助成金額等、必要な事項を調査し、配分委員会に提出する。

（助成の決定）

第８条　助成の決定は、配分委員会で審議のうえ、理事会及び評議員会の承認を得て決定する。

２　助成が決定したときは、別に定める様式により被助成者に通知する。

（助成事業の変更）

第９条　助成決定後、やむを得ない事情により、事業内容等に変更の必要が生じた場合は、事業着手前に別に定める変更申請書を提出し、会長の承認を受けなければならない。

２　事業内容の変更があった場合は助成金額を変更する。ただし、当初決定した助成金額は増額しない。

３　テーマ募金にかかる助成事業については、前項の規定に関わらず、募金実績額に応じて助成金額を増額することができる。

（助成の取消）

第１０条　次の事項のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。

　（1）　偽りその他不正な手段によって助成金を受けた場合

　（2）　事業を中止した場合

　（3）　事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合

　（4）　助成金を指定された使途以外に使用した場合

　（5）　その他本会の指示に従わず又は不適当と認めた場合

（助成金の交付）

第１１条　被助成者に対する助成金の交付は、原則として助成対象事業完了後に行うものとする。

（被助成者の義務）

第１２条　被助成者は次の事項を履行しなければならない。

　（1）助成金に係る事業についての報告及び調査を求められた場合は、これに応じること。

　（2）助成金により整備した事業については、その旨の標示を行うとともに、助成金の使途に関して住民への周知を図るよう努めること。

 （3）助成金の使途経理については常時内容を明らかにしておくこと。

 （4）助成事業の完了後は、直ちに別に定める助成金の使途を明らかにした報告書を提出すること。

（歳末たすけあい募金配分）

第１３条　地域歳末たすけあい募金は、実施市町村共同募金委員会に募金の全額を配分する。

２　NHK歳末たすけあい募金の助成については別に定める。助成上の要件等については本要綱を準用する。

（助成金の監査）

第１４条　本会は、助成金の使途に関係のある範囲で、適時、監査を行う。

あわせて、住民やサービス利用者の意見を聴いて助成を受けた活動の評価を行うことに配意する。

（助成物件の管理期間）

第１５条　助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度の終了後５年間とする。

（委任規定）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

平成１２年３月３１日施行の大分県共同募金会配分規程は廃止する。